

# 指定訪問介護事業

## 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 運営規程

### 第1章 総 則

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母の騎士会が経営する指定訪問介護事業、第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護サービスに相当するものに限る）（以下「第1号訪問介護」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (基本方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

第1号訪問介護事業の基本方針として、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営み事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図らなければならない。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める
- 3 地域との結びつきを重視し、市区町村等保険者、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

### 第2章 職員及び職務分掌

#### (職員の区分及び定数)

第3条 訪問介護事業（第1号訪問介護事業）の遂行のため次の職員を置く

- (1) 管理者 1名
- (2) 訪問介護員（第1号訪問介護従事者）

3名以上がサービス提供に従事し、1名以上をサービス提供責任者とする。

#### (職務分掌)

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする

##### 一 管理者

- ① 当該指定訪問介護事業（第1号訪問介護事業）に従事する訪問介護員（第1号訪問介護従事者）及び業務の管理を、一元的に行う。
- ② 当該指定訪問介護事業（第1号訪問介護事業）に従事する訪問介護員（第1号訪問介護従事者）に対し、必要な指揮命令を行う。

- ③ 指定訪問介護（第1号訪問介護）の利用に係る調整、訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。

二 訪問介護員（第1号訪問介護従事者）

利用申込者の居宅へ訪問し訪問介護（第1号訪問介護）の提供にあたる。

第3章 訪問介護の営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ・営業日 営業日は毎日
- ・営業時間 24時間営業とする

第4章 指定訪問介護（第1号訪問介護）の内容、利用料及びその他の費用

（提供方法、内容）

第6条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の内容は、居宅サービス計画書、訪問介護計画書（介護予防サービス・支援計画・介護予防訪問介護相当サービス計画）に基づいてサービスを行うものとする。

（利用料）

第7条 指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護（第1号訪問介護）が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合証に応じた額の支払いを受けるものとする。

（利用料等の受領）

第8条 法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護（第1号訪問介護）に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業（第1号訪問介護事業）者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定訪問介護（第1号訪問介護）に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前二項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護（第1号訪問介護）を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

この場合、交通費は1キロメートル 50円とする。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## 第5章 事業の実施地域

(事業の実施地域)

第9条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の事業を実施する地域は、次のとおりとする。

- 一 佐賀市

## 第6章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規定に沿った事業内容の詳細および重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得た上で署名（記名押印）を受ける事とする。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者適当な他の指定訪問介護事業者（介護予防支援事業者）等と連携し必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第13条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供する。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第14条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて

速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受け定める要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健、医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に務める。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第16条 指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。

- 2 指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第18条 居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）が作成されている場合は、当該計画等に沿った指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第19条 利用者が居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(身分を証する書類の携行)

第20条 訪問介護員（第1訪問介護従事者）等は身分証を携行し、初回訪問時及び利

用者または家族から求められたときは、これを提示する。

(サービス提供の記録)

第21条 指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護（第1号訪問介護）に係る費用の支払を受けた場合には、提供した指定訪問介護（第1号訪問介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定訪問介護（第1号訪問介護）の具体的取扱方針)

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護（第1号訪問介護）の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問介護（第1号訪問介護）にあたっては、第25条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行う。

(訪問介護計画の作成（介護予防訪問介護相当サービス計画）（以下「訪問介護計画等」という）)

- 第24条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護（第1号訪問介護）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画等を作成する。
- 2 前項の訪問介護計画等の作成にあたって、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
  - 3 第1項の訪問介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、利用者の同意を得るとともに計画書を利用者に交付するものとする。
  - 4 訪問介護計画等作成後においても、当該訪問介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画等の変更を行うものとする。
  - 5 第1項から第3項までの規定は前項に規定する訪問介護計画等の変更について

て準用する。

(利用者に関する保険者への通知)

第25条 指定訪問介護（第1号訪問介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護（第1号訪問介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 事業所の訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供はさせない。

## 第7章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第27条 訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等は、現に指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師等又は事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第28条 利用者に対する指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

- 2 利用者に対する指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(感染症対策に関する事項)

第29条 事業所は、事業所において感染症の発生及びまん延の防止を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底
- (2) 専任の感染症対策担当者を定めるとともに、委員会構成については、責任及び役割分担を明確にする。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための平常時及び発生時の対応を規定した指針の整備。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練の定期

的な実施。

なお、研修内容については、記録を作成する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第30条 事業所は、感染症や災害の発生時においても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに非常時の体制で早期に業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

なお、研修については、実施内容についての記録を作成する。

3 事業所は、予め担当者等を定めて業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更する。

第8章 その他の運営に関する事項

(勤務体制の確保等)

第31条 利用者に対し適切な指定訪問介護（第1号訪問介護）を提供できるよう、指定訪問介護（第1号訪問介護）を実施する事業所ごとに訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等の勤務の体制は別紙のとおりとする。

2 指定訪問介護（第1号訪問介護）を実施する事務所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等によってサービスを提供する。

3 訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等の資質の向上のために、その研修の機会の確保に努める。

(衛生管理等)

第32条 訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等は清潔の保持及び健康状態に留意する。

2 指定訪問介護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

(掲示)

第33条 指定訪問介護事業所の見易い場所に、運営規程の概要、訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第34条 指定訪問介護事業（第1号訪問事業）に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業（第1号訪問事業）に従事した職員であった者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第36条 提供した指定訪問介護（第1号訪問介護）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
  - 3 提供した指定訪問介護（第1号訪問介護）に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村の求めについては改善の内容を報告するものとする。
  - 4 提供した指定訪問介護（第1号訪問介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その改善状況について報告するものとする。

(虐待防止)

- 第37条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じなければならない。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
  - (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
  - (3) 利用者及び家族からの相談体制の整備
  - (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、居宅サービスの提供中に居宅サービス事業所職員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者等に通報しなければならない。

## 第9章 会計区分及び記録の整備

(会計の区分)

第38条 指定訪問介護（第1号訪問介護）の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護（第1号訪問介護）の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。



(記録の整備)

第39条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定訪問介護（第1号訪問介護）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年10月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。